

〔労働災害総合保険〕

# 法定外労災保険 のすすめ



# I 法定外労災保険の内容（労働災害総合保険法定外補償条項）

## 1. 保険金をお支払いする主な場合

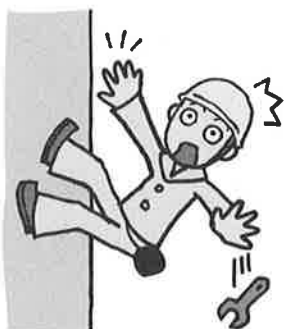
政府労災保険の上乗せ補償金を貴社にお支払いします。

この保険は、従業員（以下「被用者」といいます。被用者については、後記P.5「6. 対象となる被用者」をご参照ください。）が保険期間中に業務上または通勤途上の災害<sup>(注1)</sup>によって身体に障害（後遺障害、死亡を含みます。）を被った場合に、事業主（以下「被保険者」といいます。被保険者については、後記P.5「5. 被保険者（補償の対象者）」をご参照ください。）が法定外補償規定等<sup>(注2)</sup>に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことによって被る損害を補償するための保険です。

(注1) 通勤途上の災害は、通勤災害補償特約をセットすることにより補償の対象とすることができます。

(注2) 法定外補償規定等とは、被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

たとえばこのような場合に保険金をお支払いします。



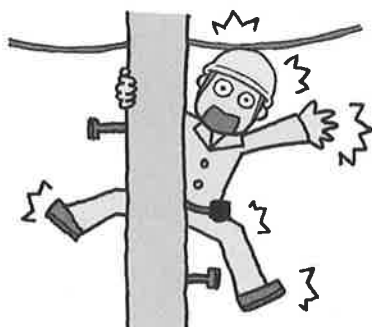
作業中高所から落ちて死亡



工場で荷物が落ちてきてケガ



オフィスの階段でケガ



電気工事中作業員が感電死



機械に手を挟まれケガ



通勤中に電車の事故でケガ  
(通勤災害補償特約をセットした場合のみ  
保険金をお支払いします。)

## 2. この保険にご加入いただいた場合のメリット

被用者の労働災害対策・福利厚生対策としてお役に立ちます。

さらに次のような利点があります。

- (1) 労働災害について労使間で生じる無用の紛争を防ぎ、労使関係の安定に役立ちます。
- (2) 無記名方式ですから途中で被用者の入替えや増減があっても事務処理が簡単です。
- (3) 年齢制限はありません。
- (4) 保険料は全額損金処理できます。(平成23年1月現在)

### 団体契約のおすすめ

○企業グループ、工業会、協同組合などではまとめてご加入いただく団体契約をおすすめします。

○団体契約でご加入していただきますと次のような利点があります。

- (1) 1保険契約として、事業場数割引、過去の損害率による割増引およびフリート契約セット割引を被保険者間で合算適用できます。
- (2) 団体契約としての保険料を基準にして、保険料が20万円以上となる場合、保険料分割払が適用できます。
- (3) 被保険者数が20以上の場合、団体が集金事務費を受け取ることができます。

## 3. お支払いする保険金

生命保険や傷害保険から受け取る保険金に関係なくご契約金額に従って保険金をお支払いします。

以下の保険金について、ご契約時の約定に基づき保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または当社までご照会ください。

※業務上、業務外、通勤災害、後遺障害等級、休業日数等の認定は、政府労災保険等の認定に従います。

### 死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上<sup>(注)</sup>の災害によって死亡した場合にお支払いする保険金です。

(注) 通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。



死亡補償保険金

## 後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上<sup>(注)</sup>の災害によって後遺障害(政府労災保険の第1級～第14級)を被った場合にお支払いする保険金です。

(注) 通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。



後遺障害補償保険金

## 休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上<sup>(注)</sup>の災害による負傷によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で1,092日分を限度とします。

(注) 通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。



休業補償保険金

## 災害付帯費用(災害付帯費用補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。)

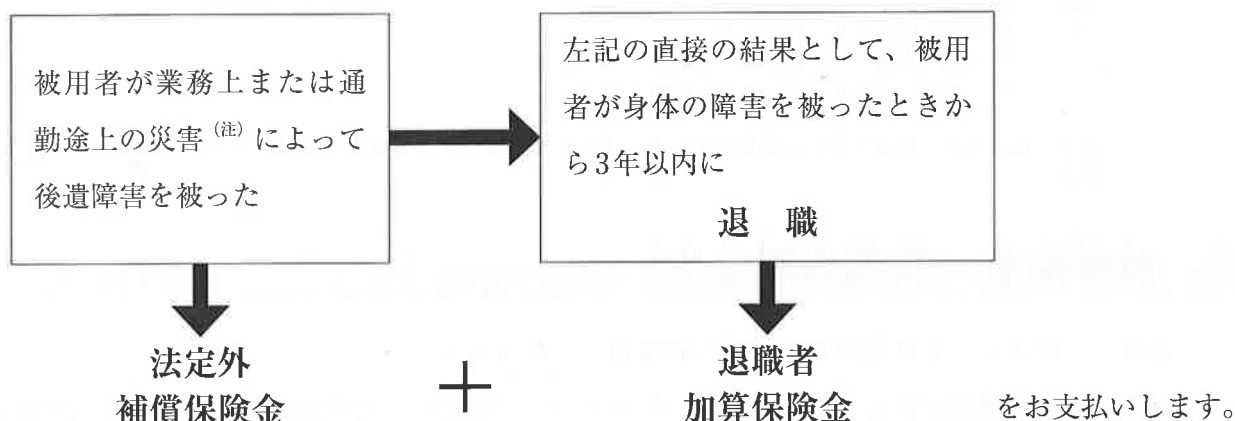
前記の死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害(政府労災保険の第1級～第7級)に対する法定外補償保険金を支払った場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。



災害付帯費用保険金

## 退職者加算保険金（退職者加算特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。）

被用者が法定外補償保険金のうち後遺障害に対する法定外補償保険金が支払われる障害を被り、その直接の結果として障害を被ったときから3年以内に退職した場合にお支払いする保険金です。



※下請負人補償特約（後記P.5「6. 対象となる被用者」をご参照ください。）をセットしている場合は、この特約はセットできません。

（注）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する身体の障害に対しては保険金をお支払いしません。

- (1) 政府労災保険等の給付を受けない被用者の身体の障害
- (2) 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体の障害
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による被用者の身体の障害
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体の障害
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による被用者の身体の障害
- (6) 被保険者の下請負人またはその被用者の身体の障害（「下請負人補償特約」をセットすることにより補償の対象とすることができます。）
- (7) 風土病による被用者の身体の障害
- (8) 職業性疾病<sup>(注1)</sup>による被用者の身体の障害
- (9) 酒酔い運転、無資格運転<sup>(注2)</sup>をした被用者自身が被った身体の障害
- (10) 被用者の故意または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- (11) 被用者の故意の犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害

(12) 業務上の災害によって身体の障害を被り、賃金を受けない日の最初の3日目（労働基準法等による補償対象期間の最初の3日目）までの休業に対する災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害 等

(注1) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

- (例) ・粉じんによる「じん肺」  
・強烈な騒音による「耳の疾患」  
・タイピスト等の「手指のけいれん」  
・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」  
・アスベストによる「中皮腫」

(注2) 道路交通法上の自動車および原動機付自転車の運転資格に限らず、労働安全衛生法などに定める運転資格も含まれます。

## 5. 被保険者（補償の対象者）

- ・ 貴社（＝事業主）が被保険者（補償の対象者）となります。
- ・ 保険金は被保険者である貴社にお支払いしますので、被災した被用者には貴社から災害補償金としてお支払いください。

## 6. 対象となる被用者

- ・ この保険の対象となる被用者は、原則として政府労災保険等で給付を受けることができるすべての貴社従業員（アルバイト・パートタイマー等を含みます。）となります。
- ・ 政府労災保険に特別加入している事業主、役員等（特別加入者）も「特別加入者補償特約」をセットすることにより、この保険の対象とすることができます。ただし事業主、役員のみのご加入はできません。従業員とあわせてご加入いただきます。
- ・ 出向者については、原則、出向先で加入しているこの保険で補償されます。出向元で補償対象とする場合は取扱代理店または当社までご照会ください。
- ・ 有期事業の場合、貴社下請負人については、「下請負人補償特約」をセットすることにより、この保険の対象とすることができます。下請負人の中に特別加入者を含む場合もこの保険の対象とすることができます。

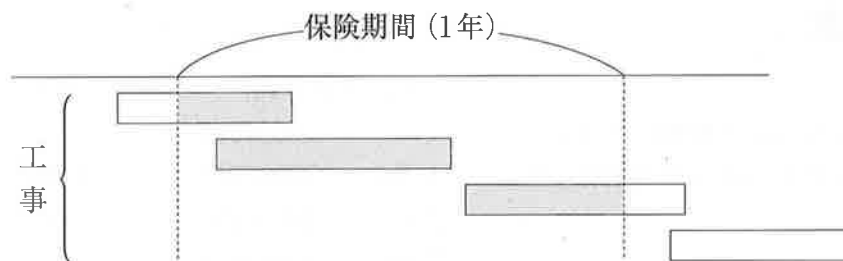
## 7. 保険期間

<継続事業>

保険期間は1年間です。

<有期事業>

貴社が行うすべての工事について一括して保険を手配される場合（以下「有期事業包括契約」といいます。）、保険期間は1年です。なお、工事単位に保険を手配される場合（以下「有期個別契約」といいます。）には、その工事の工事期間を保険期間とします。



※包括契約の場合、網かけの部分の期間に生じた労働災害が対象となります。

## 8. ご契約金額（支払限度額）の決め方

前記P.2の「3. お支払いする保険金」の支払限度額については、次のいずれかの方法により決めていただきます。

- (1) 死亡に対する法定外補償保険金の支払限度額を被用者1名につき3,000万円というように金額で決める方法（以下「単位定額方式」といいます。）
- (2) 死亡に対する法定外補償保険金の支払限度額を被用者1名につき1日あたりの平均賃金の2,000日分というように割合で決める方法（以下「単位定率方式」といいます。）
- (3) 上記（1）、（2）の組み合わせにより決める方法（例えば、死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害に対する法定外補償保険金を単位定額方式、休業補償のみを単位定率方式とする方法）

**法定外補償規定（災害補償規定）等の補償額と同じ額を支払限度額とされることをおすすめします。**

※保険金をお支払いする場合は、法定外補償規定等で定めている補償額とご契約の支払限度額を比較のうえ、いずれか低い金額をお支払いします。

## ご契約例

	〈単位定額方式〉		〈単位定率方式〉	
〈死亡に対する法定外補償保険金〉		3,000万円		2,000日分
〈後遺障害に対する法定外補償保険金〉	(1級)	3,000万円	(1級)	2,000日分
	(2級)	3,000万円	(2級)	2,000日分
	(3級)	3,000万円	(3級)	2,000日分
	(4級)	2,400万円	(4級)	1,600日分
	(5級)	2,100万円	(5級)	1,400日分
	(6級)	1,800万円	(6級)	1,200日分
	(7級)	1,500万円	(7級)	1,000日分
	(8級)	1,200万円	(8級)	800日分
	(9級)	900万円	(9級)	600日分
	(10級)	600万円	(10級)	400日分
	(11級)	300万円	(11級)	200日分
	(12級)	150万円	(12級)	100日分
	(13級)	90万円	(13級)	60日分
	(14級)	60万円	(14級)	40日分
〈休業に対する法定外補償保険金〉	(1日につき)	2,000円	(1日につき)	20(%)
〈災害付帯費用〉				
	(死亡)	40万円	80日分	(ただし40万円限度)
	(後遺障害1～3級)	10万円	20日分	(ただし10万円限度)
	(後遺障害4～7級)	5万円	10日分	(ただし5万円限度)

## 9. 経営事項審査制度と法定外労災保険

有期事業の場合、下記の条件を満たした法定外労災保険にご加入されますと、〈法定外労災補償制度〉への加入として経営事項審査制度においてプラス評価されます。当社の法定外労災保険は、特約をセットいただくことでこれらの条件を満たし、プラス評価につながります。

- (1) 被用者の範囲が、申請者の直接の雇用関係にある従業員の他、全下請負人を含むことが契約上明らかであること（下請負人補償特約をセットします。）。
- (2) 死亡および政府労災保険の障害等級の第1級～第7級までが最低限補償の対象となっていること。
- (3) 業務災害だけでなく、通勤途上の災害も補償の対象となっていること（通勤災害補償特約をセットします。）。



# 10. 保険料

## <法定外労災保険> 保険料に関する一覧表

項目	政府労災保険の適用事業		
	<継続事業>	<有期事業>	
		<有期事業包括契約> 全工事にこの保険を ご利用いただく場合	<有期個別契約> 工事単位にこの保険を ご利用いただく場合
(1) 保険料の算出  保険料は、主に右記の事項に基づき算出します。	①お支払限度額 <sup>(注1)</sup> ②保険期間中の見込平均被用者数 <sup>(注2)</sup> (単位定額方式の場合) ③保険期間中の見込賃金総額 <sup>(注2)</sup> (単位定率方式の場合) ④法定外補償規定等 (写) ⑤労働保険概算・確定保険料申告書 (写) ※保険契約締結時で把握可能な最近のもの ⑥特別加入者 (事業主、役員等) を対象とする場合には、その氏名、給付基礎日額等	①お支払限度額 <sup>(注1)</sup> ②保険期間中の見込平均被用者数 <sup>(注2)</sup> (単位定額方式の場合) ③保険期間中の見込賃金総額 <sup>(注2)</sup> (単位定率方式の場合) ④対象工事の見込請負金額 <sup>(注2)</sup> (上記②または③の把握が困難な場合) ⑤法定外補償規定等 (写) ⑥労働保険概算・確定保険料申告書 (写) ※保険契約締結時で把握可能な最近のもの ⑦特別加入者 (事業主、役員等) を対象とする場合には、その氏名、給付基礎日額等	
(2) 保険料の精算	保険契約締結時に保険期間中の見込平均被用者数 <sup>(注2)</sup> (単位定額方式の場合) あるいは保険期間中に支払われる見込賃金総額 <sup>(注2)</sup> (単位定率方式の場合) に基づき保険料をお支払いいただき、保険期間終了後に保険期間中の確定平均被用者数 <sup>(注2)</sup> あるいは確定賃金総額 <sup>(注2)</sup> により確定保険料を算出し精算します。		
(3) 保険料算出の基礎数値 <sup>(注2)</sup>	①保険料  業種コード <sup>(注3)</sup> 別の平均被用者数または賃金総額の保険期間中の見込数値	工事に関する業種コード <sup>(注3)</sup> 別の平均被用者数、賃金総額または工事の請負金額の保険期間中の見込数値	保険契約の対象となる工事の請負金額
	②確定保険料  上記①保険料の確定数値	上記①保険料の確定数値	保険期間終了後における保険契約の対象となる工事の請負金額
(4) 保険料精算特約	①保険料精算特約 (直近労働保険年度末用)		
	保険料領収時および確定精算時に適用する保険料算出の基礎を、「保険期間の末日より前の最近の労働保険年度 (毎年4月1日から3月31日までの1年間) 末時点から過去1年間」の数値とします。		—
	②保険料精算特約 (直近会計年度末用)		
	保険料領収時および確定精算時に適用する保険料算出の基礎を、「保険期間の末日より前の最近の会計年度末時点から過去1年間」の数値とします。		—

項目	政府労災保険の適用事業		
	<継続事業>	<有期事業>	
		<有期事業包括契約> 全工事にこの保険を ご利用いただく場合	<有期個別契約> 工事単位にこの保険を ご利用いただく場合
(5) 保険料確定特約 (確定精算の省略)  この特約(2種類)のうち いずれかを選択しセットす ることにより、確定精算を 省略することができます。	①保険料確定特約(直近労働保険年度末用)		
	確定保険料での引受とする場合の保険料算出の基礎数値を、「保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度(1年間)」の数値とします。	保険料算出の基礎数値は、 保険契約締結時における保 険契約の対象となる工事の 請負金額とします。	
	②保険料確定特約(直近会計年度末用)		
	確定保険料での引受とする場合の保険料算出の基礎を、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)」の数値とします。	—	
(6) 保険料の分割	保険料は最高12回まで分割払いをすることができます。ただし、保険料割増・割引後の保険料が20万円以上のご契約に限ります。		
(7) 保険料の割引、割増制度  割引および割増の詳細につ いては、取扱代理店または 当社までご照会ください。	①政府労災メリット割引		
	新規のご契約について、貴社の政府労災保険の収支率によって、保険料が割引になる場合があります。	—	
	②過去の損害率による割増引		
	2年度目以降のご契約について、保険金の支払状況(損害率)により、保険料が割増または割引になる場合があります。	—	
	③事業規模割引		
	被用者数によって保険料が割引になる場合があります。	請負金額によって保険料が割引になる場合があります。	
	④事業場数割引		
	事業場数によって保険料が割引になる場合があります。	工事数によって保険料が割引になる場合があります。	—
	⑤フリート契約セット割引		
	当社にて自動車保険(10台以上のフリート契約)をご契約いただいている場合に保険料が割引になる場合があります。		
⑥フリート契約メリット割引			
新規のご契約について、ご契約されている自動車保険(10台以上のフリート契約)の状況(優良割引率)によって、保険料が割引になる場合があります。	—		
⑦SAFE割引 <sup>(注4)</sup>			
労働安全衛生診断サービスの評価結果によって、保険料が割引となる場合があります。	—		
⑧簡易リスク診断割引 <sup>(注4)</sup>			
—	労働安全衛生に関するチェックシートの回答結果によって、保険料が割引になる場合があります。		

(注1) 法定外補償規定等で定めている補償金額が保険契約のお支払限度額を下回る場合には、保険金を全額お支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注2) 保険料および確定保険料を算出するために必要な平均被用者数、賃金総額および工事の請負金額は、以下「保険料算出の基礎数値」といいます。

(注3) 政府労災保険の適用事業種類のコードのことをいいます。以下同様とします。

(注4) 割引を適用できるのは法定外補償条項と使用者賠償責任条項を合わせて契約する場合に限ります。(簡易リスク診断割引は、法定外補償条項のみを契約する場合でも適用できます。)

## 11. 労働災害が発生した場合の当社へのご連絡

●労働災害が発生した場合には、次の事項を直ちに取扱代理店または当社までご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いできない場合があります。

- (1) 労働災害発生の日時、場所
- (2) 身体の障害を被った被用者の住所、氏名および身体の障害の程度
- (3) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

●労働災害が発生した場合には、拡大防止および軽減に必要な措置を講じてください。拡大防止・軽減措置を行わなかった場合には、保険金の全部または一部をお支払いできない場合があります。

## 12. 保険金請求の手続き

ご請求の際にはP.15「3. 災害発生時の手続き (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類をご提出ください。

## <法定外労災保険>保険金一覧表

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金および 保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
法定外補償 条項	基本補償	<p>死亡に対する法定外補償保険金</p> <p>後遺障害に対する法定外補償保険金</p> <p>休業に対する法定外補償保険金</p>	<p>被用者が死亡した場合の災害補償金のご負担金額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします<sup>(注2)</sup>。</p> <p>被用者が後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合の災害補償金のご負担金額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします<sup>(注2)</sup>。</p> <p>被用者が負傷により休業し、賃金の支払を受けられない場合の休業第4日目以後の災害補償金のご負担金額に対して、支払限度額および1,092分を限度として、保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政府労災保険等の給付を受けない被用者の身体の障害</li> <li>●保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体の障害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による被用者の身体の障害</li> <li>●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体の障害</li> <li>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性による被用者の身体の障害</li> <li>●被保険者の下請負人またはその被用者の身体の障害<sup>(注4)</sup></li> <li>●風土病による被用者の身体の障害</li> <li>●職業性疾病<sup>(注5)</sup>による被用者の身体の障害</li> <li>●酒酔い運転・無資格運転<sup>(注6)</sup></li> <li>●被用者の故意、もしくは被用者の重大な過失のみによってその被用者本人が被った身体の障害</li> <li>●被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害</li> <li>●業務上の災害によって身体の障害を被り、賃金を受けない日の最初の3日目（労働基準法等による補償対象期間の最初の3日目）までの休業に対する災害補償金を負担することによって被る損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	特約補償	<p>災害付帯費用保険金（災害付帯費用補償特約）</p> <p>退職者加算保険金（退職者加算特約）</p>	<p>死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害（政府労災保険の第1級～第7級）に対する法定外補償保険金を支払った場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額までお支払いします。</p> <p>左記の場合の退職加算金のご負担金額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>	

(注1) 通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

(注2) 死亡に対する法定外補償保険金と後遺障害に対する法定外補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。

(注3) 休業に対する法定外補償金は、死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害に対する法定外補償保険金と合算してお支払いします。

(注4) 建設関連事業等で下請負人を使用している場合には、「下請負人補償特約」をセットすることにより下請負人とその被用者を補償の対象とすることができます（対象となる下請負人の範囲、下請負人の被用者数、賃金総額または請負金額などをご通知いただくことが必要です。）。

(注5) 職業性疾病については、前記P.4「4. 保険金をお支払いしない主な場合(8)(注1)」をご参照ください。

(注6) 無資格運転については、前記P.4「4. 保険金をお支払いしない主な場合(9)(注2)」をご参照ください。

\* 貴社の事業主、役員、海外勤務者等で、政府労災保険に特別加入されている方については、「特別加入者補償特約」、「海外危険補償特約」をセットすることにより、保険の対象とすることができます。